

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第6、報告第1号、令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第1号、令和5年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和6年度に繰り越して使用しようとする17事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案、あ、失礼致しました。報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書2ページ3ページの繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、歳出予算を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告しなければならないものとされておりますことから、本定例会において報告するものです。

令和5年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の17事業で、繰越額の合計は3億9915万2千円となっています。

説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定についてでございます。

本町が持つ豊かな自然・社会環境と歴史的景観等と調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を、町民の民意のもと、町、町民及び地域事業者が一体となり、持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与するため、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(総務課長)

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

それでは、補足説明させていただきます。

議案は6ページから10ページ、定例会資料は1の1ページから88ページとなっております。

昨年度、町では景観や自然、社会環境などと協和しながら、再生可能エネルギー事業を積極的に促進することを目的に、江差町再生可能エネルギーゾーニング検討委員会を立ち上げ、協議会を3回、陸上と洋上の専門部会を各2回開催し、本年2月に江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書として取りまとめ、去る5月29日に条例案と併せ、議会全員協議会にて説明させて頂いたところでございます。

本報告書では、ゾーニングの範囲を陸上については行政界、いわゆる江差町の区域内における風力発電と太陽光発電、洋上については、隣接町との境界、行政界が設定されていないことから、便宜的に共同漁業権区域を水深500mまで延長した区域内での風力発電を対象としております。

また、再エネ事業を実施する際に、留意すべき事項を環境配慮事項として整理し、ゾーニングエリアを地図に落とし込んだゾーニングマップとして区分けしております。

条例案では、これらの環境配慮事項やゾーニングマップ等を条例に位置付け、一体的に運用することで、町民の民意のもと、地域の景観や自然、社会環境への負荷を最小限に抑え、エネルギー供給地としての地位を確立し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを目指すこととしております。

資料の1ページに条例の概要を示しております。

第4条には、適応する事業として太陽光発電と風力発電を規定しております。

第5条には、町の責務、第6条には発電事業者の責務として関係法令や本条例、ゾーニングマップ、環境配慮事項等の遵守などを規定し、第7条には、町民の責務として、再エネ事業への理解を深める事などを規定しております。

第8条では、発電事業者から町に対する地域活性化に関する提案。

第9条から第12条には、ゾーニングエリアとして保全、不適、調整、促進の各エリアを規定しており、事業区域に含めてはならない保全エリアを除いた、不適、調整、促進の各エリアで事業を実施する場合には、環境配慮事項を適切に講じる旨を規定しております。

第13条から19条には、発電事業者に対して町民等への説明や協定の締結、事業実施や工事着手、事業継承、維持管理、事業終了後の除却等に関する届け出、報告を規定し、これらに関連する様式については、別に条例施行規則として定められることとしております。

第20条では、町長から事業者に対する指導、助言、勧告、第21条には勧告に対

して正当な理由がなく従わなかった場合の公表を規定しております。

第22条では、再エネ事業の実施と町の良好な自然、社会環境及び景観との調和に関する事項を協議することを目的とした、江差町再生可能エネルギー検討協議会を規定し、当協議会の組織及び運営に関する必要事項については、別に江差町再生可能エネルギー検討協議会設置規則として定める事としております。

附則の1で施行期日を交付の日とし、4では今後の動向を勘案し、条例の規定及びゾーニング報告書の検討を加え、検討結果に応じて所要の措置を講ずることを規定しているものでございます。

なお、本定例会の議案第4号にて、本検討協議会の運営に関する経費をゾーニングマップを江差町地球温暖化対策実行計画区域施策編に反映させるため、ゼロボン、あ、失礼しました、ゼロカーボン推進事業として補正予算を提出することを申し添え説明とさせていただきます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(小野寺議員)

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間ありませんので、1点、何点か用意はしてたんですが、1点確認させて貰います。

えっと条例の22条、ページで言うと11ページ。先程も説明はありましたが、協議会の設置についてちょっと確認したいんですが。

これすごく私、大事な協議会だと思っているんです。えー、事業者が、まっ色々、検討して配慮事項等々の検討し、えーまっ、関係者とも相談し、また色々、えー何か内容について協議したとか、こんな問題があったとか、ま、そういうことについて、えー色々、関わって来るのかなと思うんですが、ちょっと確認したいんですが、この第22条の協議会で、例えば、第20条の町長の指導、助言、勧告について、事前に例えば協議会で話題といいますか、こういう事を町長というか町として指導、助言、勧告したいんだということが協議会で議題になるということは想定されているのが1点。

それからもう一つ。んー事業者が、えー配慮事項等でこんな問題があった、こうい

うことで、えー町民と色々、中々難しい関係機関とこうなっているんだということを例えば、この協議会の中で、事業者がどのようなやり取りを関係者とやって、結果的にどういうふうになろうとしているのか、とかって言うようなことも、協議会の中で協議するということもあり得るのか。

要は、一番問題になっているのは、この間、えーゾーニングの中でもありましたが、色んな配慮項目が出ております。

そして、そのことについて、関係機関等々とも協議しなきゃなんないんですが、それが、目に見えた形で明らかになるのか、相談されるのか、そういう協議会なのかということを知りたいんです。

そのためにもですね、えっと、この22条の3項で、協議会に必要な事項は町長が別に定めるものとする。

この別に定めるものは今、何を想定してもう既に用意してるのか、えー、本当にこれからまだまだ色んな事がしっかりと明示されないと、事業者と、それから町長の指導、助言、勧告だとか、色んな機関との相談だとかっていうことをきちっと、整理整頓するのはこれだけじゃとっても足りないんじゃないのかなっていう気するんですね。

ま、その点今、どういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

えー、只今のご質問にお答えを致します。

一番最後の別に定めるという内容についてでございますが、こちらにつきましては、えー江差町再生可能エネルギー検討協議会設置規則という形で、別に規則化を想定してございます。

えー続いて、1問目、2問目の質問の内容でございますけども、一つ目につきましては、町長の指導、助言、勧告等に関する協議というのは事前になされるのかという内容でございますが、私共、今想定しております協議会の協議事項の中に、今ご質問の内容を想定してございます。

協議会として協議する事項の一つとして、第20条に規定する指導、助言及び勧告の内容ということを明記したいと考えてございます。

2点目。事業に関する内容に関する部分ですが、こちらにつきましても、再エネ事

業の実施内容という大きな括りではございますが、具体的にどのような内容で、今、事業が進められようとしているのか、進捗状況がどの様になって行くのかという部分に関する内容につきましても、協議事項ということで、位置づけをさせて頂きたいと考えてございます。

以上です。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

明確な答弁ありがとうございます。

それで、その前提ですが、協議会の委員というのは、今どのように考えてらっしゃるのか。

これ、私本当にね、江差町に沢山のこういう協議会とか検討会とかありますけれども、なんと質問したらいいのか私も言葉選んでしまうんですが、やはり、より、より、的確な望ましい、相応しい、人達を入れないと、ちょっと大変だと思うんですよ。

事業者とね、対を張ってやるとすれば、いや勿論、地域のまあ素朴な感情から意見言う人も必要です。

しかし、しっかりと専門的な立場で意見を言うという人も、場合によっては外部からですね、あの必要だと思うんですよ。

ですから、その点、どのように考えてらっしゃるのか、最後にお聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

協議会の委員構成に関するご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましても、協議会の設置規則の中で、構成を位置付けしたいと考えておりまして、まず1つには学識経験を有する方、2つ目に産業関係団体に属する方、

3つ目に地域住民、そして4つ目にその他ということで想定してございまして、イメージとしますとゾーニングを検討した際のような、そういう委員構成に出来ればなというふうに想定してございます。

以上です。

(議長)

よろしいですか。

(室井議員)

議長

(議長)

室井議員。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、総務課長。

あのー3月定例会でですね、私あのー再生エネルギーを活用して特に、洋上風力を活用してですね、地域振興図るべきという提案してます。質問しました。

これ本当に、町長ね、議事録読んで下さい。しっかり。町長、もの凄い、いいね、答弁してるんですよ。答弁。

これあのー、これからね、まだ決まらないからとか、んじゃないくて、今、江差町として、こういうものを要望しようというものをね、やっぱり、しっかり、固めて、それから事業者と渡り合っていく必要があると思います。

皆さんだけでね、ね、あれだったら、議会だってね、いいもの全員ですよ、揃って応援しますよ。江差町のために、こういうもの必要、本当に町長はね、前も言ったけど、私も10年掛かって初めてこんな良い答弁したよ。無いよ、今までね、木の木っ端で鼻かんだえんた答弁しかしてねえんだ。はっきり。

でも、今回いい答弁してるから、これを読んでね、負けないで、こういう事やろうと、要望しようと、これ競争ですよ。函館、せたな、江差、競争ですよ。

そのことしっかりね、肝に銘じて対応して貰いたいと思いますけど、決意の程。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー、只今のご質問にお答えさせていただきます。

3月定例会の答弁内容としますと、今回特に、洋上風力発電を通じて、この地域にどのような効果をもたらすのかというような視点での答弁をさせて頂いております。

その1つに、基地港湾の保管港として機能させる港湾機能の充実。更には、地域の産業、これを興して行く、そして人を増やして行く、というような内容の趣旨をさせて頂いているかと思えます。

今回、この条例案を提出させて頂いた中には、事業者からの提案というものを位置付けをさせて頂いております。その具体的な様式については、規則と定める事としてございますが、具体的に、いつ、誰がやるんだ、と言う様なところも求めて行きたいというふうに考えてございます。

今、先程ご質問頂きました内容、更には議会の皆様にもご協力頂きながら、この事業を通じて、この地域を発展させて行くというような視点での取り組みをさせて頂きたいと思えますので宜しくお願い致します。

(議長)

室井議員

「室井議員」

産業振興課長来てるかな、今日。あ、来てたね。あー居たんだね(笑)。こっちの方からよく見えでっけども。

えーとですね、課長覚えておいてね。金曜日、ね、皆さん知っているかもしれないけど、あの一産業振興課長も知ってるかもしれないけど、私のところに東京からお客さん来ました。ね、この、今のこの事業だけじゃないんですよ。再生エネルギーを活用すると、農業振興にも物凄いね補助制度がありますよ。

課長、ちょっとあとで私、資料あげます。貰いました。

そして現に、江差で、やりたいんだと。この風車やる事業じゃないよ。それに絡んでやって行きたいっていう、こういう話はね有るんです。

これは、これから出ますから、常に耳をね、大きく広げて、ね、そういう情報を得る。そして、多少忙しくても我慢して調べて、向かって行く。中にはね、失敗することもあるかもしれない。でも、それで負けたら駄目だ。挫けないでやって行く、前向きにやって行く、そういう気持ちをこれから持って行きたいと思えますけど、答弁を求めたいと思えます。固い決意を求めたいと思えます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー、室井議員のご質問にお答えをします。

先程、あの一総務課長の方も、えーご答弁致しましたが、えーこの事業を通じながら、地域発展に繋がって行きたいということは、我々も、あの一産業振興課としても同じ思いを持ってますんで、えー色々とそれぞれ情報収集に努めながら、えー地域発展に繋がって参りたいと思いますんでよろしくお願いします。

(議長)

室井議員。あ、室井議員じゃない、飯田議員

「飯田議員」

えー只今の室井議員と若干質問かぶります。

ま、あの一只今条例が承認されますと、この風力発電1本、2本を追記する訳であります。

先の全員協議会においても、町長の地産地消エネルギーについて、質問致しまして、町長もそれは、新聞記事は訂正して積極的に進めて行きたいという決意を頂きました。

今日、一般質問でも、一部触れましたけれども、正にこの石狩沖と檜山沖は、これもう正に再生可能エネルギーの宝庫といっても過言でないと思います。

えー先に、えー道の方がそういう要請、保守員の養成施設を道の方に誘致するという報道もありましたし、今から早速ですね、早くも、道なり国の方に情報収集を動いてですね、江差は檜山の中でもやっぱり港湾という最大の武器が有る訳ですから、早く動いて、ただ町単独でなくて、勿論、近隣町と連携を取りながらですね、もう最高のやっぱり新事業なり、雇用を増大するチャンスですから、町長の力強い決意をお願いしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー産業に、このエネルギーの推進を産業に活かすべきだというご質問は、前回の全員協議会の中でも飯田議員からは、ご指摘をして頂いているところでございます。

えー想いは同じくしているところで、正にですね、江差町としての姿勢をですね、この条例の制定によって、町内外に示すことが出来るんだらうというふうに思います。

それは勿論、洋上風力も含めて、えー陸上も含めてですけども、町として、再生可能エネルギーを推進して行くんだと、そして、それをしっかり活用して行くんだということをですね、私自身も各場面でトップセールスをして行きたいなというふうに思っています。

飯田議員ご指摘のとおり、港湾を持つ強みというものを今以上に活かして行く、そして、江差の産業に如何にして繋げて行くのか、このことが今後の私に課せられた大きな責務だというふうに認識しております。

是非、あの飯田議員ご指摘も踏まえて、今後のエネルギー政策、特に、地域での活用というところにしっかり力を注いで参りたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

（議長）

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第1号、江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第8、議案第2号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当参事より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課参事」
町民福祉課参事。

(議長)
町民福祉課参事。

「町民福祉課参事」

議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は11ページ、資料につきましては89ページからの新旧対照表をご覧ください。

本改正につきましては、国の児童福祉施設の設置及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴いまして、対応する町の条例の一部を改正するものでございます。

府令により、小規模保育所、A型、B型及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直される事による所要の改正を行うものございまして、満3歳以上、満4歳に満たない児童につきましては、従前は概ね20人につき1人、満4歳以上の児童につきましては、概ね30人につき1人としていたものを、それぞれ15人につき1人、25人につき1人と改正するものでございます。

併せて附則で経過措置を設け、当分の間、従前の例によるものとさせていただきます。
以上が改正の内容となっておりますので、ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第3号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第３号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令等の一部改正、保険税率の改正に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

税務課長

「税務課長」

えっと、それでは議案第３号について補足説明をさせていただきます。

えー議案書は１３ページから１５ページ、資料については９１ページから１０７ページの資料３となります。

まず始めに、今年度の国保税率の改定でございます。

内容については、資料の９５ページから９７ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された令和６年度の当町の国民事業、あっ国保事業費納付金額に各種保険事業経費や国、道の交付金による収支を調整し、残りの額である必要保険税額に対しましては、世帯数、被保険者数、所得状況等を換算して算定を行っているものでございます。

また、令和６年度より北海道への納付金の激変緩和措置の終了などにより、９５ページ、上段に記載しております令和６年度国民健康保険事業納付金は、前年対比で４６９万４，８５１円の増となり、必要保険税額も４２０万９，９６２円増加することから、急激な保険税額の増額の負担軽減を図るため、基金より医療分に７００万、介護分に５０万、合計２５０万円を補填し、令和６年度の税率を算定したところでございます。

資料９６ページをご覧ください。資料中段に記載しておりますが、合計税率は所得割が１２．３４％で０．２２％の増、均等割りが４万２，２００円で２，７００円の増、平等割りが３万９，２００円で７００円の増となりまして、先程、ご説明申し上げた通り基金の補填で税額を抑えておりますが、保険税を支える国保世帯数、被保険者数の減少に伴いまして、昨年度と比較し、殆どの世帯で保険税が増額になるところでございます。

次に、資料９７ページの４、地方税法施行令の改正に移ります。

改正の内容につきましては、（１）の記載の通り、後期高齢者支援金分の、あっ支援金の賦課限度額が２万円引き上げられ、２４万円となるものとございます。

また、同じく施行令改正に伴いまして、（２）に記載の通り、えー減額措置にかか

る軽減措置の基準額が引き上げられ、5割軽減基準額で現行29万円の基準額が、29万5千円。2割軽減基準額で現行53万5千円の基準額が54万5千円となるもの
でございます。

次に未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正につきましては、この度の税率改正に伴いまして、5の表に記載の通り、軽減措置額を改正するものでございます。

なお、改正条例につきましては、交付の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

以上が、一部改正の内容となっておりますので、ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。